

沿岸広域振興局長告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年2月17日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1（1）道路の種類 一般国道  
 （2）路線名 106号  
 （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市上鼻二丁目40番1地先から根市第7地割87番1地先まで	新	A 31.0～6.5 m	m 2,347.0
宮古市松山第6地割29番1地先から根市第7地割87番1地先まで		B 159.6～11.5	3,918.8
宮古市上鼻二丁目40番1地先から根市第7地割87番1地先まで	旧	A 31.0～6.5	2,347.0
宮古市松山第6地割29番1地先から根市第7地割87番1地先まで		B 121.5～11.5	3,947.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター

イ 期間 平成27年2月17日から同年3月17日まで

- 2（1）道路の種類 県道  
 （2）路線名 宮古山田線  
 （3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡山田町石峠第4地割6番2地先から豊間根第2地割111番9地先まで	新	A 27.0～4.3 m	m 1,219.3
下閉伊郡山田町石峠第4地割6番2地先から豊間根第2地割45番13地先まで		B 46.5～11.0	850.9
下閉伊郡山田町石峠第4地割6番2地先から豊間根第2地割111番9地先まで	旧	A 27.0～4.3	1,219.3

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター

イ 期間 平成27年2月17日から同年3月17日まで